

## 教育未来創造会議第一次提言を受けた高等教育の修学支援新制度

### 機関要件の見直し案に対する意見

#### 1. 定員について

##### 【見直し案のイメージ】

現行の経営要件を改正し、「直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満」を独立させ、以下のとおり変更する。

・大学・短大・高専の場合：「直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満」は対象外

但し、直近の「収容定員充足率」が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消を猶予

なお、直近の「収容定員充足率」が5割未満の場合は、猶予措置の適用外とし、確認取消となる。

・専門学校の場合：「直近3年度全ての収容定員充足率が5割未満」は対象外

但し、地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると設置認可権者である都道府県知事等が認める場合は、確認取消を猶予

※精緻な判断基準を設定（例えば、他の教育機関による代替の困難性や卒業生の地元就職率など）

現行の経営要件は、以下の3要件となっている。

①直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）

②直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）

③直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※（大学等の状況）

※専門学校の経過措置～令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度以降：8割未満

上記①と②は教育機関の経営状況を直接的に判断できる経営要件である。その一方で③については「経営」だけではなく「教育」にも関わる問題であり、各専門学校の当該地域における必要性や不可欠性も含めて考慮すべきものとする。

専門学校の定員については、法令上総定員40名が最小単位で、40名以下の定員設定が制度上できず、特に地方の小規模校では充足率の改善が困難な場合もある。定員の充足率がたとえ低くとも、例えば看護師や美容師、介護福祉士など地域社会に必要な特定の専門人材を供給している実態もあることに十分配慮する必要がある。

したがって、定員充足率については単独で必須要件とすることには反対であるとともに、機関要

件のうち①と②については現行どおりの運用とし、③の定員充足率については制度本来の趣旨に照らして厳格性と柔軟性のバランスをとった対応とすべきと考える。

そういった観点から、今回提示された専門学校の見直し案（直近3年度全ての収容定員充足率が5割未満は対象外。但し、地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると設置認可権者である都道府県知事等が認める場合は、確認取消を猶予）については評価できる。但し、専門学校の「地域性」は、教育分野の多様性は勿論、地元産業の特殊性や市場規模、学び直しの受け皿となっている夜間学科の設置等、様々配慮が必要なケースが想定される。そのため、本見直し案で言及されている判断基準（他の教育機関による代替の困難性、卒業生の地元就職率等）については地域の実情に配慮した柔軟な設定を求める。

## 2. 「総合知の育成」への取り組み

### 【見直し案のイメージ】

機関要件確認申請書類の様式に記載事項欄を追加し、提言に記載された取組を実施している場合には各学校が記載（取組を行っていない場合は、その事案が明らかとなるような様式の工夫をする）

<留意点>

- ・質保証の観点からは、公表をしっかりとやることが重要（情報公開により、学生を含む外部の評価を促す）
- ・機関要件の確認申請書は新制度対象校に公表義務があるため、様式に取組の記載欄を設けることで、積極的な取組を行う学校には取組をPRする場となりつつ、必ず取り組まなければならない必須の要件とはしないことで各学校の事情に配慮できる。

専門学校の入学者選抜は、その意義や方法が大学とは大きく異なることから、「入試科目の見直し、入学後の文理横断型の教育、複線的・多面的な学び、全学的なデータサイエンス教育等」の機関要件は専門学校においては不要と考える。

但し、必須要件としない今回の見直し案であれば、質保証、情報公開促進の観点から、提言内容に即した取り組みをしている学校の社会的評価や、修学支援新制度対象校全体の底上げに繋がると考えられる。実施にあたり、「総合知の育成」については「教育の情報化」や「DX」、「イノベーション」、「情報教育」など一定程度具体的なキーワードを提示するとともに、提言の趣旨に即した範囲で幅広い事例の記載を認めるといった運用を求める。